

# 鹿児島県事業継続緊急支援金 申請要領 (中小法人等向け)

令和3年3月8日

<問い合わせ先>

鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業事務局  
コールセンター

(電話) 099-248-7334

(受付時間) 平日9:00~17:00

【鹿児島県事業継続緊急支援金申請要領（中小法人等向け）】追加・修正内容

ページ	追加・修正内容
1	<p><b>3 給付対象者の(2)</b>に，事業収入に関する説明を追記。</p>
3	<p><b>5 給付額及び算定方法</b>の「◆飲食店と直接取引がある事業者について」に，該当要件に関する説明を追記。</p>
6	<p><b>9 申請方法</b>に，書類送付に係る料金不足の注意喚起及び料金不足時の対応について追記。</p>
9	<p><b>15 季節性収入特例</b>の適用条件に，「対象3か月」及び「基準3か月」の具体的な期間の記載を追記。</p>
16	<p><b>申請書類について</b>の「(イ) 業種，営業形態等がわかる資料」に，拡充支援対象の事業者のみ提出が必要である旨を記載。</p>
20	<p><b>(イ) 業種，営業形態等がわかる資料</b>に，拡充支援対象の事業者のみ提出が必要である旨を記載。</p>
20～22	<p><b>【飲食店と直接取引がある事業者】</b>に，必要書類等に関する説明を追記。</p>
24	<p><b>(オ) 収入等申立書</b>に，一部事業者のみ提出が必要である旨を記載。</p>
24	<p><b>(カ) 履歴事項全部証明書の写し</b>に，一部事業者のみ提出が必要である旨を記載。</p>

## 1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、中小企業、その他法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を給付します。

## 2 対象期間及び対象月

2020年12月から2021年2月までを「対象期間」とします。

対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月のうち、任意に選択したひと月を「対象月」とします。

## 3 給付対象者

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすこととします。

一度給付を受けた中小法人等は、再度給付を申請することはできません。

(1) 申請日時点において、鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有し、次の要件を満たす者であること。

ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※ 本店とは、会社の登記簿に記載されたものをいいます。

※ 主たる事務所とは、法人（会社を除く）の登記簿に記載されたものをいいます。

(2) 対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月があること。

※ 事業収入は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する「確定申告書別表一」における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

(3) 2020年11月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

## 4 不給付要件

次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国，法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」，当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 申請者の代表者，役員又は使用人その他の従業員又は構成員等が，鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当する又は前述の暴力団等が，申請者の経営に事実上参画する者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか，支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして事務局又は県が判断する者

## 5 給付額及び算定方法

<給付額>

対象月の事業収入が2019年又は2020年同月と比べて  
70%以上減少した事業者は、上限20万円

鹿児島県による感染拡大警報の発令に伴う営業時間短縮要請や感染拡大地域からの来県自粛要請，県民への往来自粛要請などにより，大きな影響を受けている次の事業者を対象として，支援金の拡充を行います。

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| ● 飲食業（営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ） |         |
| ● タクシー                         | ● 運転代行  |
| ● 飲食店と直接取引がある事業者               |         |
| ● 宿泊業                          | ● 旅行業   |
| ● 貸切バス                         | ● レンタカー |

【拡充の内容】

対象月の事業収入が2019年又は2020年同月と比べて

70%以上減少した事業者は、上限額30万円

50%以上70%未満減少した事業者は、上限額20万円

※50%未満の事業者は、給付対象外になります。

支援金の給付額 早見表

	鹿児島市，薩摩川内市， 霧島市，鹿屋市，奄美市	左以外の市町村
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入 <b>70%以上減少</b> 支援金額 上限 <b>20万円</b></li> <li>※営業時間が21時までの施設については、右記と同じ支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入 <b>70%以上減少</b> 支援金額 上限 <b>30万円</b></li> <li>・事業収入 <b>50%以上減少</b> 支援金額 上限 <b>20万円</b></li> </ul>
飲食店の直接取引先 タクシー，運転代行 宿泊業，旅行業 貸切バス，レンタカー		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入 <b>70%以上減少</b> 支援金額 上限 <b>30万円</b></li> <li>・事業収入 <b>50%以上減少</b> 支援金額 上限 <b>20万円</b></li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入 <b>70%以上減少</b> 支援金額 上限 <b>20万円</b></li> </ul>

◆「飲食店と直接取引がある事業者」について

県内の飲食店と反復継続した直接取引がある事業者のことをいいます。

(20～22ページを必ず確認してください。)

<対象となり得る事業者の例>

食品加工・製造事業者等	器具・備品事業者	サービス事業者
惣菜製造業者，食肉処理・製品業者，水産加工業者，飲料加工事業者，酒造業者，飲食店に直接販売を行っている農業者・漁業者・小売（卸売）事業者 等	食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等	接客サービス業者，清掃事業者，廃棄物処理業者 等

※ 「反復継続した直接取引」とは、2018年12月～2019年2月及び2019年12月～2020年2月のそれぞれの期間において、同一の飲食店と複数回の直接取引を行っていることをいいます。

※ 取引先の飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得しているものが対象です。

◆「旅行業」について

旅行業法に基づく国又は県の登録を受けている、旅行業、旅行業者代理業、旅行サービス手配業の3種類の事業者を指します。(観光ガイドやお土産業などはこれに該当しません。)

※ 給付額については、審査の結果、申請額と異なる場合があります。

※ 詳細は、11ページから15ページまでの **算定方法について** をご確認ください。

<算定方法>

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額

A：対象月と比較した月が属する事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月)

※ Aは、対象月と比較して70%以上(拡充対象業種である場合は50%以上)の減少率となる月が属する事業年度の年間事業収入になります。

(例：2021年1月と2019年1月を比べて70%以上減少した場合、Aは2019年1月が属する事業年度の年間事業収入が入ります。)

## 6 留意事項

**以下のような鹿児島県事業継続緊急支援金の不正受給は犯罪です！！**

- ・ 事業実態なし
- ・ 売上の偽装
- ・ 感染症無関係
- ・ その他虚偽の申請

**国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。**

(1) 給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、支援金の不給付決定又は給付決定の取り消しを行います。給付後である場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額)を支払うこととなります。

(2) 事務局や県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。

(3) 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することに同意していただく必要があります。

(4) この支援金は、今後、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

## 7 申請書類

**※16ページから24ページまでの 申請書類について を  
必ず確認して、必要な書類を提出してください**

(1) 申請書類送付状

(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書

(様式 1-6 (基本型), 1-7 (創業特例①), 1-8 (創業特例②),  
1-9 (創業特例③), 1-10 (季節性収入特例) のいずれか)

(3) 申請内容を証明する書類等 (証拠書類等)

(ア) 確定申告書類の写し

- ・対象月と比較した月が属する事業年度の確定申告書別表一の控え
- ・法人事業概況説明書の控え (必ず両面とも写しを提出してください。)

※ 対象月と比較した月が属する事業年度の確定申告が完了していない場合は、対象月と比較した月が属する事業年度の直前の事業年度

(イ) 対象期間の売上台帳等の写し

(ロ) 振込先口座の通帳の写し (法人名義)

(ハ) 業種、営業形態等がわかる資料

(●飲食業 (営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ)

●タクシー ●運転代行 ●飲食店と直接取引がある事業者

●宿泊業 ●旅行業 ●貸切バス ●レンタカー のみ)

※20~23ページを必ずご確認の上、必要な資料を提出してください。

(4) 誓約書 (様式 2)

※ 各種特例を利用される方は、別途書類が必要になる場合があります。各特例のページを必ずご参照ください。

※ その他、必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

## 8 申請書類の入手方法

鹿児島県のホームページからダウンロードすることができます。

[鹿児島県 事業継続緊急支援金](#) [検索](#)

以下の窓口等で書類を受け取ることができます。

- ・ 県庁（1F配架コーナー）、各地域振興局・支庁（離島事務所含む）
- ・ 各市町村
- ・ 県内商工会議所・商工会
- ・（公財）かごしま産業支援センター

## 9 申請方法

簡易書留又はレターパック

（感染拡大防止の観点から、書類の持参による申請は受け付けておりません。）

<宛先>

〒892-0825 鹿児島市大黒町1番3号  
ブラザー鹿児島ビル 3階-1

鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業事務局 宛

※ 差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※ 料金不足が生じないように発送前に郵便局の窓口等でご確認ください。  
（料金不足の場合は、返送させていただきます。）

## 10 申請期間

令和3年2月26日（金）から同年3月31日（水）まで（※当日消印有効）

## 11 申請書類提出後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認し、不明な点が発生した場合、申請書類に記載された連絡先へ連絡をさせていただきます。

申請内容に不備等が無ければ、交付確定通知書にて給付額を通知し、指定された振込先口座に振込を行います。

また、支援金を給付しない旨の決定をしたときは、書面により通知します。



## 12 創業特例①（2019年に設立した中小法人等への特例）

2019年1月から12月までに設立した中小法人等で、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月数が12未満の場合は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

### <証拠書類等>

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-7で作成の上、(1)から(4)までの書類に、履歴事項全部証明書の写し（設立日が2019年1月から12月までのものに限る）を添えて提出してください。

### <算定方法>

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

M：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月数

（設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

## 13 創業特例②（2019年に設立した中小法人等への特例）

2019年1月から12月までに設立した中小法人等のうち2019年12月までに事業収入を得ておらず、2020年1月から11月の間に事業収入を得ている者で、対象期間のいずれかの月の収入が2020年の6月から11月までの月平均の事業収入より減少した方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

### <証拠書類等>

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-8で作成の上、(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

① 2020年1月から11月までの月間事業収入が記載されている確定申告書類の控えの写し又は収入等申立書（様式5-2）

② 履歴事項全部証明書の写し

（設立日が2019年1月1日から12月31日のものに限る）

<算定方法>

$$S=A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計

M：6

B：対象月の月間事業収入

(2020年の6月から11月までの月平均と比べて事業収入が減少した月)

#### 14 創業特例③ (2020年に設立した中小法人等への特例)

2020年1月から11月までに設立した中小法人等で、対象期間のいずれかの月の収入が2020年の6月から11月まで(2020年の7月から11月までに設立した中小法人等は設立月から11月まで)の月平均の事業収入(創業等後平均収入)より減少した方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

<証拠書類等>

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-9で作成の上、(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

- ① 2020年1月から11月までの月間事業収入が記載されている確定申告書類の控えの写し又は収入等申立書(様式5-2)
- ② 履歴事項全部証明書の写し  
(設立日が2020年1月から11月のものに限る)

<算定方法>

$$S=A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計

M：6

(2020年の7月から11月までに設立した中小法人等は設立月から11月までの月数)

(設立月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

(創業等後平均収入と比べて事業収入が減少した月)

## 15 季節性収入特例（月当たりの収入変動が大きい中小法人等への特例）

収入に季節性があるなど月当たりの変動が大きい場合、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

※ 法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

<適用条件> ※ ①・②の両方を満たす必要があります。

① 対象3か月（2020年12月，2021年1月，2021年2月）の事業収入の合計が，基準3か月（2019年12月，2020年1月，2020年2月）の事業収入の合計と比べて相当減少していること。

② 基準3か月の事業収入の合計が，基準3か月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。

※ 事業年度が複数にまたがる場合は，2020年12月が属する事業年度の収入の50%以上を占めること。

<証拠書類等>

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-10で作成の上，(1)から(4)までの書類を提出してください。

なお，「(3) 申請内容を証明する書類等（証拠書類等）」の「(7) 確定申告書類の写し」は，基準3か月が複数年にまたがる場合は，当該事業年度分全て又は収入等申立書（様式5-2）を提出してください。

<算定方法>

$$S=A-B$$

S：給付額

A：基準3か月の事業収入の合計

B：対象3か月の事業収入の合計

## 16 NPO法人や公益法人等への特例

公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、対象月と比較した月が属する事業年度の年間収入がわかる書類として、下記を確定申告書類の控えの代わりに提出することができます。

法人種別	年間収入の計算書類等
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

※ 上記以外の法人は、対象月と比較した月が属する事業年度の年間収入がわかる書類を提出してください。

### <証拠書類等>

**7 申請書類**の「(2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書」を様式1-6で作成の上、(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

- ① 対象月と比較した月が属する事業年度の年間収入がわかる書類  
※ 月次の収入を確認できない場合は、対象月と比較した月が属する事業年度の月平均と、対象月の月間収入を比較することとします。
- ② 履歴事項全部証明書の写し又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等

# 算定方法について

## <基本型>

例) 始良市の飲食店 (3月決算), 2020年12月を対象月とした場合  
 直前の事業年度 (2019年度) の年間事業収入 : 600万円…(A)  
 直前の事業年度 (2019年度) の12月の月間事業収入 : 70万円  
 2020年12月の月間事業収入 : 3万円…(B)

2019年度	2019年									2020年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	70	50	50	50	40	30	40	60	70	60	30	50	600

2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20	10	20	30	30	40	30	30	3	5	10	

### (1) 減少率

$(70万円 - 3万円) \div 70万円 \times 100 = 95.7\%$  …給付対象

始良市に所在する飲食店で、2019年同月比で事業収入が70%以上減少している  
 ので、給付額の上限は30万円となります。 【拡充支援対象】

### (2) 給付額

$$S = A - B \times 12$$

S : 給付額

A : 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が相当減少した月)

※上限額 : 30万円

$$564万円 = (A) 600万円 - (B) 3万円 \times 12$$

$$564万円 > 30万円 (上限額)$$

(S) 給付額 30万円

## <創業特例①（2019年に設立した中小法人等への特例）>

例) 2019年10月に設立したタクシー業者（3月決算），2020年12月を対象月とした場合

2019年度の総事業収入：360万円・・・(A)

2019年度の設立後月数：6・・・(M)

2020年12月の事業収入：3万円・・・(B)

2019年度	2019年									2020年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							40	80	90	60	40	50	360

2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20	10	20	30	30	40	30	30	3	5	10	

### (1) 減少率

$(90万円 - 3万円) \div 90万円 \times 100 = 96.6\%$  ……給付対象

タクシー業者で、2019年同月比で事業収入が70%以上減少しているため、給付額の上限は30万円となります。 【拡充支援対象】

### (2) 給付額

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：対象月が属する直前の事業年度の年間事業収入

M：対象月が属する直前の事業年度の月数

（設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

※上限額：30万円

$$684万円 = (A) 360万円 \div (M) 6 \times 12 - (B) 3万円 \times 12$$

$$684万円 > 30万円（上限額）$$

(S) 給付額30万円

## <創業特例②（2019年に設立した中小法人等への特例）>

例) 2019年10月に設立した小売業，2019年12月までに事業による収入なし。2020年12月を対象月とした場合

2020年の6月から11月までの事業収入の合計：300万円・・・(A)

2020年の6月から11月までの月平均の事業収入：300万円／6＝50万円

2020年12月の事業収入：10万円・・・(B)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
				10	0	10	20	60	60	70	80	10

2020年11月までの事業収入の合計

→ 10万円＋20万円＋60万円＋60万円

＋70万円＋80万円＝300万円

上記期間の月平均事業収入 → 300万円÷6＝50万円

### (1) 減少率

$(50万円 - 10万円) \div 50万円 \times 100 = 80\%$  ……給付対象

小売店で、2020年の6月から11月の月平均と比べて事業収入が70%以上減少しているため、給付の上限額は20万円となります。

### (2) 給付額

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計

M：6

B：対象月の月間事業収入

(2020年の6月から11月までの月平均と比べて事業収入が減少した月)

※上限額：20万円

480万円 = (A)300万円÷(M)6×12－(B)10万円×12

480万円 > 20万円 (上限額)

(S)給付額20万円

## <創業特例③（2020年に設立した中小法人等への特例）>

例) 2020年8月に設立した旅行業者，2021年1月を対象月とした場合

設立から2020年11月までの総事業収入：400万円…(A)

設立から2020年11月までの月数：4…(M)

2020年の月平均の事業収入：400万円／4＝100万円

2021年1月の事業収入：10万円…(B)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
								100	120	100	80	50

設立月から2020年11月までの事業収入の合計

→ 100万円＋120万円＋100万円＋80万円＝400万円

上記期間の月平均事業収入

→ 400万円÷4＝100万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	20										

(1) 減少率

$(100万円 - 10万円) \div 100万円 \times 100 = 90\%$  …給付対象

旅行業者で，2020年の設立月から11月の月平均と比べて事業収入が70%以上減少しているため，給付額の上限は30万円となります。 【拡充支援対象】

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額

A：2020年の6月から11月までの事業収入の合計

M：6

(ただし，2020年の7月から11月までに設立した中小法人等は設立月から11月までの月数)

(設立月は，操業日数にかかわらず，1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

(創業等後平均収入と比べて事業収入が相当減少した月)

※上限額：30万円

$$1,080万円 = (A) 400万円 \div (M) 4 \times 12 - (B) 10万円 \times 12$$

$$1,080万円 > 30万円 (上限額)$$

(S) 給付額30万円



## <季節性収入特例>

例) 食品加工業者 (飲食店と直接取引あり)

2019年12月から2020年2月までの事業収入合計 : 600万円…(A)

2020年12月から2021年2月までの月の事業収入合計 : 90万円…(B)

2019年度	2019年										2020年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	5	0	0	0	0	0	5	10	200	250	150	20	640	

2019年12月～2020年2月の事業収入の合計 200万円+250万円+150万円=600万円

2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	5	0	0	0	0	0	0	5	40	20	30		

2020年12月～2021年2月の事業収入の合計 40万円+20万円+30万円=90万円

### (1) 減少率

$(600\text{万円} - 90\text{万円}) \div 600\text{万円} \times 100 = 90\%$  …給付対象

飲食店と直接取引がある食品加工業者で、2019年又は2020年同月比で事業収入が70%以上減少しているので、給付額の上限は30万円となります。

【拡充支援対象】

### (2) 2019年12月～2020年2月の事業収入合計が2019年度の年間事業収入に占める割合

$600\text{万円} \div 640\text{万円} \times 100 = 93.7\%$  …特例適用対象

### (3) 給付額

$$S = A - B$$

S : 給付額

A : 2019年12月, 2020年1月及び2月の事業収入の合計

B : 2020年12月, 2021年1月及び2月の事業収入の合計

※上限額 : 30万円

510万円 = (A)600万円 - (B)90万円

510万円 > 30万円 (上限額)

(S)給付額30万円

## 申請書類について

### (1) 申請書類送付状

- ※ 書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、  
□にチェック✓を入れて、申請書の先頭にくるように並べてください。

### (2) 鹿児島県事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書

(様式 1-6 (基本型), 1-7 (創業特例①), 1-8 (創業特例②),  
1-9 (創業特例③), 1-10 (季節性収入特例) のいずれか)

- ※ 押印箇所には必ず押印してください。(実印のみ)
- ※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください
- ※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

### (3) 申請内容を証明する書類等 (証拠書類等)

**※次ページ以降を必ず確認して、必要な書類を提出してください**

#### (7) 確定申告書類の写し

- ・対象月と比較した月が属する事業年度の確定申告書別表一の控え
- ・法人事業概況説明書の控え (必ず両面とも写しを提出してください。)

#### (イ) 対象期間の売上台帳等の写し

#### (ウ) 振込先口座の通帳の写し (法人名義)

#### (E) 業種、営業形態等がわかる資料 (拡充支援の対象となる事業者のみ)

- ※ 各種特例を利用される方は、別途書類が必要になる場合があります。各特例のページを必ずご参照ください。
- ※ その他、必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

### (4) 誓約書 (様式 2)

- ※ 押印箇所には必ず押印してください。(実印のみ)
- ※ 申請書兼請求書で押印した法人印と同じものを押印してください。
- ※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。
- ※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

## **(7) 確定申告書類の写し**

確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

### **【確定申告書類 3枚】**

- ・ 確定申告書別表一の控え（1枚）
- ・ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））  
→対象月と比較した月が属する事業年度の分を提出してください。  
※ 少なくとも、確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

〈e-Taxにより申告を行っている場合〉

### **【確定申告書類 e-Tax 4枚】**

受信通知（1枚）に、「確定申告書別表一の控え（1枚）」及び「法人事業概況説明書の控え（2枚（両面）」を添えて提出してください。



## ■ 受信通知

- ※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。
- ※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中  
受付システム

---

**メール詳細** 閉じる

送信されたデータを受け付けました。  
なお、題目、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合があります。

**申告等内容**

届出先	**税務署	
利用者識別番号	** **** **	
氏名又は名称	** **	
受付番号	** ** ** ** **	
受付日時	**/** **/** ** ** ** **	
年分	** ** **	
種目	** ** **	
所得金額	** ** ** ** **円	
前々期分の税額	納める税金	—
	還付される税金	△ ** ** ** ** **円
「所得金額」欄について:	** ** ** ** **	

送信されたデータは、「ダウンロード (XML 形式)」ボタンよりダウンロードできます。  
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード (XML 形式)

**送付書**

送付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともにご送付ください。

送付書印刷へ

閉じる

## (イ) 対象期間の売上台帳等の写し

対象期間内の全ての月の事業収入額がわかる売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

#### **(ウ) 振込先口座の通帳の写し**

法人名義（法人名義又は法人の代表者名義）の口座の通帳の写しとします。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができませんので、ご注意ください。

(ウ) 振込先口座の通帳の写しは、鹿児島県事業継続緊急支援金添付書類台紙に貼付して、提出してください。

#### **(エ) 業種、営業形態等がわかる資料**

※ この資料は拡充支援の対象となる事業者のみ提出してください。

【飲食業（営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ）】

■ 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証の写し（1枚）

※ 2020年11月以前に発行されていること。（最近更新された場合は直近のもの）

■ 鹿児島県事業継続緊急支援金飲食店営業時間申出書（様式6）

鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市、奄美市に営業時間短縮要請対象外の飲食店を有する事業者のみ提出してください。

※ 「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を受給する飲食店の方が適用される給付対象要件は、「事業収入が70%以上減少した者」で、上限額は「20万円」となります。（拡充対象ではありません。）

営業時間を偽って、本支援金の拡充支援と時短要請協力金を重複して受給した場合、本支援金の給付決定を取り消し、返還していただきます。

（4ページ**6 留意事項**を参照）

【飲食店と直接取引がある事業者】

■ 飲食店との反復継続した直接取引を証明する帳簿書類の写し

2018年12月～2019年2月及び2019年12月～2020年2月のそれぞれの期間において、同一の飲食店と複数回の取引を行ったことがわかる資料を次の組み合わせで提出してください。

【提出資料の組み合わせ】

帳簿	書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上台帳</li> <li>・ 総勘定元帳</li> <li>・ 売掛帳</li> <li>・ 通帳                    などのいずれか</li> </ul> <p>※ 取引日，取引先名，金額が記載されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書</li> <li>・ 納品書</li> <li>・ 領収書                    などのいずれか</li> </ul> <p>※ 取引日，取引先名，取引内容，金額が記載されていること。</p> <p>※ 契約形態等により，複数回の取引を行っていない場合は，当該契約書等を併せて提出すること。</p>



※ 同一の取引に係る帳簿と書類を1セットとし，2018年12月～2019年2月に行った取引と2019年12月～2020年2月に行った取引に係るものをそれぞれ2セットずつ（合計4セット）提出してください。

※ 各期間における，同一の飲食店との複数回の取引のうち，売上が大きな2つの取引に係る帳簿書類の写しを提出してください。

※ 契約形態等により，同一の飲食店と複数回の取引を行っていない場合でも，その事業の主たる取引となっていれば，飲食店と直接取引がある事業者として，拡充支援の対象となることがありますので，2018年12月～2019年2月及び2019年12月～2020年2月に行った飲食店との直接取引を示す帳簿と書類をそれぞれ提出してください。

＜「その事業の主たる取引」となっている例＞

- ・ 各期間における1回の取引額がいずれも2019年1月又は2020年1月が属する事業年度の月平均の事業収入以上になっている
  - ・ 各期間において，対象月と同じ月にいずれも複数の飲食店と直接取引があり，当該取引の合計額が，いずれもその月の事業収入の50%以上を占めている
- など

※ 帳簿書類の写しは，鹿児島県事業継続緊急支援金飲食店との直接取引申出書（様式7-1）の定められた箇所に貼り付けてください。

※ 取引先は，食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得している県内の飲食店に限ります。

＜2019年以降に設立した事業者の特例＞

設立した時期に応じて，以下のとおり飲食店との反復継続した直接取引を証明する帳簿書類の写しを提出してください。

（2019年に設立した事業者）

2019年12月～2020年2月において，同一の飲食店と複数回の取引を行ったことがわかる資料。

(2020年1月～11月に設立した事業者)

2020年6月～11月において、同一の飲食店と複数回の取引を行ったことがわかる資料。

■ 鹿児島県事業継続緊急支援金飲食店との直接取引申出書（様式7-1）

提出する帳簿書類で証明する取引を行った飲食店の法人名（個人の場合は屋号）、所在地、電話番号、食品衛生法上の営業許可番号を全て記入し、提出してください。

※ 取引先は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得している県内の飲食店に限ります。

※ 営業許可番号は、県ホームページ（事業継続緊急支援金のページ）で確認することができます。

■ 鹿児島県事業継続緊急支援金賃貸借減免等確認書（様式7-2）

飲食店との取引内容が、土地や建物、機材、調理用具等の賃貸借・レンタルである事業者は、飲食店との直接取引申出書（様式7-1に帳簿書類を貼付したもの）に加え、賃貸借減免等確認書（様式7-2）を提出してください。

土地や建物、機材、調理用具等の賃貸借等については、取引先の飲食店に対し、2020年12月～2021年2月の賃料（一部期間でも可）を減免していること又は一時的な貸出停止が確認できる場合に限り、拡充支援の対象としますので、その場合は、賃貸借減免等確認書（様式7-2）とともに契約書の写し（貸主、借主、貸し付ける物件、期間が明示されている部分の写し）を提出してください。

※ 賃貸借等の場合であっても消費された財・サービスの数量によって料金が変わるものについては、減免・一時的な貸出停止を拡充支援の要件としないので、様式7-2の提出は不要です。

ただし、数量に応じて料金が変わること及び貸主と借主が明示してある契約書・取引条件書の写しを添付してください。

※ 土地や建物の賃貸借による収入を、確定申告書第一表の「収入金額等」の不動産欄に記載して確定申告している場合は対象外になります。（不動産収入を事業収入に含めることはできません。）

【タクシー、運転代行、宿泊業、旅行業、貸切バス、レンタカーの事業者】

■ 営業許可証等の写し

※ 2020年11月以前に発行されていること。（最近更新された場合は直近のもの）

<タクシー> 許可書の写し

※ 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を取得したことを示すもの（運輸局が発行）



- <運転代行> 認定証の写し  
※ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく自動車運転代行業の認定を取得したことを示すもの（鹿児島県公安委員会が発行）
- <宿泊業> 旅館業営業許可書の写し又は住宅宿泊事業法に係る届出番号を確認できる標識の写し  
※ 旅館業営業許可書は、旅館業法に基づく宿泊業の許可を取得したことを示すもの（鹿児島県が発行）
- <旅行業> 旅行業登録票の写し  
※ 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けたことを示すもの（観光庁又は鹿児島県が登録）
- <貸切バス> 許可書の写し  
※ 道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を取得したことを示すもの（運輸局が発行）
- <レンタカー> 許可書の写し  
※ 道路運送法に基づく自家用自動車有償貸渡し業の許可を取得したことを示すもの（運輸局が発行）

また、各種特例を利用される方は次ページ以降に掲載する書類のうち必要なものを提出してください。

## (オ) 収入等申立書

2019年又は2020年の事業収入が記載されており、税理士による署名または記名押印が必要です。

※ すでに確定申告が完了した方などは、こちらの書類は不要です。

確定申告が完了していない事業年度の事業収入と比較したい方は使用してください。

## ■ 収入等申立書

様式 5-2

鹿児島県事業継続緊急支援金収入等申立書（中小法人等向け）

令和3年 月 日

鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業事務局 殿

2019年又は2020年の事業収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、下記のとおり申し立てます。

記

1. 申請者氏名等

法人番号											
法人名	法人本店所在地	担当者氏名									

2. 2020年12月から2021年2月までのうち、対象とする月

対象月  ※ド롭ダウンリストから選択してください。

3. 私（申請者）の以下の年の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）

年	月	事業による売上（収入）金額
※ド롭ダウンリストから選択してください。 (2019年または2020年) <b>※年度が2019年と2020年にまたがっている方は2枚に分けて作成の上、ご提出ください。</b>	1	円
	2	円
	3	円
	4	円
	5	円
	6	円
	7	円
	8	円
	9	円
	10	円
	11	円
	12	円

※確定申告書類で事業収入を確認できない全ての月の事業収入を一の位まで記載して下さい。  
 ※確定申告書類で事業収入を確認できない月のうち、事業収入が存在しない月については「0」と記載してください。

---

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3.の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)
(事務所住所)	(税理士登録番号)

## (カ) 履歴事項全部証明書の写し

※ この資料は各種創業特例を利用する事業者のみ提出してください。

法務局のホームページからの申し込みによるオンラインでの発行や郵送での請求、受け取りも可能です。

## 鹿児島県事業継続緊急支援金の 不正受給は犯罪です！！

国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。

- ・ 事業実態なし
- ・ 売上の偽装
- ・ 感染症無関係
- ・ その他虚偽の申請